

河内長野市放課後児童会運営規程

(設置の目的)

第1条 河内長野市教育委員会（以下「委員会」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施するため、河内長野市放課後児童会（以下「児童会」という。）を設置する。

(運営方針等)

第2条 児童会は、河内長野市立小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、児童がそれぞれの発達段階に応じて主体的に遊び、生活を送ることができるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上をめざすとともに、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として事業を実施するものとする。

- 2 児童会は、前項の規定に基づき、児童会を利用する児童及び保護者の人権に十分配慮するとともに、児童一人一人の人格を尊重し、事業を行わなければならない。
- 3 児童会は、地域社会との交流及び連携を図るため、児童の保護者及び地域社会に対し、事業の運営内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 前3項のほか、児童会は、児童福祉法、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び河内長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河内長野市条例第32号）が規定する事項のほか、関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。
- 5 児童会は、その運営内容について自ら評価を行い、その結果を公表するように努める。

(事業所名、定員及び設置場所等)

第3条 児童会の事業所名、定員、設置場所及び通常の事業の実施地域は、別表1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度途中において定員を超えて保護者から入会希望があった場合は、次の各号に定める区分に応じて次に定める範囲まで、児童会の管理及び運営に支障がないものとして、臨時的に入会を認めることがある。
 - (1) 専用区画の面積（複数の教室を一の児童会として運営する場合はその合計の面積。以下、(2)において同じ。）を1.65㎡で除した人数が44人を超える場合 44人まで
 - (2) 専用区画の面積を1.65㎡で除した人数が第1項で定める利用定員を超え、かつ44人以下の場合 専用区画の面積を1.65㎡で除した人数まで。

(開会日及び時間)

第4条 児童会の開会日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 開会日

月曜日から土曜日。ただし、下記アからウは除く

ア 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 8月13日から8月16日まで及び12月29日から翌年1月5日まで

ウ その他委員会が必要と認める日

(2) 開会時間

ア 小学校の授業日

授業終了時刻から午後6時まで

ただし、あらかじめ保護者が希望し委員会がこれを認める場合、利用時間を延長し、午後7時までとする。

イ 土曜日

午前8時から午後6時まで

ウ 小学校が休業日の平日（振替休日及び夏休み期間等）

午前8時から午後6時まで

ただし、あらかじめ保護者が希望し委員会がこれを認める場合、利用時間を延長し、午後7時までとする。

2 前項第2号ア及びウに規定する日の利用時間の延長（以下「延長利用」という。）について、委員会が必要と認めた場合は、延長利用できる日を変更し又は利用時間の延長ができない日を設けることができる。

(職員)

第5条 児童会に次の職員を置く。

(1) 放課後児童支援員

都道府県が実施する研修を終了した放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を児童会1クラスにつき2名置くものとする。

ただし、支援員のうち1名は、第2号に規定する放課後児童会補助員をもって代えることができるものとし、平成32年3月31日までに都道府県が実施する研修を終了する見込みの者については、当該研修の受講を終了したものとみなす。

(2) 放課後児童会補助員

特別な支援を必要とする児童が在籍する児童会について、委員会が児童の支援上必要と認める場合、放課後児童会補助員（以下「補助員」という。）を置くことがある。

また、第3条第2項の規定に基づき定員を超えて児童の入会を認める場合、その他

委員会が特に認める場合については、既に置く補助員に加えて、臨時に補助員を置くことができるものとする。

2 支援員及び補助員の職務は次のとおりとする。

(1) 支援員

委員会が別に定める放課後児童会指導要領（平成15年4月1日制定、以下「指導要領」という。）第3に規定する指導方針に基づき児童を支援し、同要領第5の規定に基づき児童会を運営するものとする。

(2) 補助員

支援員の行う業務を補助するものとする。

（保護者の負担金の額）

第6条 児童会の負担金の額は、児童1人につき、以下の区分によるものとする。

ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、2人目以降の児童の負担金は当該区分の半額とする。

(1) 月曜日から土曜日まで入会し、午後6時まで利用する場合

月額7,000円

(2) 月曜日から金曜日まで入会し、午後6時まで利用する場合

月額6,000円

(3) 前2号の場合に加えて、延長利用する場合

月額1,000円を前2号に定める額にそれぞれ加算した額

2 委員会があらかじめ延長利用を認めていない保護者が、家庭等の事情によりやむをえなく午後7時まで児童会を利用する場合、1月あたり3日を限度に前項第3号に規定する負担金を徴しないものとする。

ただし、1月あたり4日以上利用した場合は、当該月につき1,000円を徴するものとする。

（留意事項）

第7条 児童及びその保護者は、事業の利用にあたり、次に掲げる各号を留意するものとする。

(1) 児童会での集団生活において、児童会が定めたルールを遵守すること。

(2) 児童会では医療行為に対応できないため、児童に医療行為が必要な場合は、保護者が責任をもって行うこと。

(3) 保護者の就労状況等、入会する際に委員会に届け出た内容に変更があった場合は、速やかに委員会に変更届等を提出すること。

また利用区分を変更する場合は、変更を希望する日の8日前（生涯学習部地域教育

推進課の7業務日前)までに委員会が規定する変更届を提出すること。

(4) 児童会の適正な運営を図るため、登会する必要がない場合は児童会の利用を控え、利用に際しては、利用時間を遵守すること。

なお、児童の安全管理のため、児童が習い事等により児童会を途中で退出した場合は、同日に再度児童会に登会しないこと。

(5) 児童会を欠席・早退する場合は、事前に保護者から児童会に連絡すること。

(6) 放課後児童会では児童の送迎は行わない。登下会中の児童の安全管理は、保護者で責任をもって行うこと。

また、退会時の児童の安全確保のため、延長利用する保護者は午後7時までに児童会に児童を迎えに来ること。

なお、保護者が自ら迎えに来ることができないときは、あらかじめ代理で迎えに来るもの者の氏名を児童会に連絡の上、当該代理の者が必ず迎えに来ること。

(7) 第6条に規定する負担金は、必ず市が指定する期限内に納付すること。

(8) 児童会で必要となるおやつや文具については、保護者が事前に準備すること。

(9) 保護者は指導員及び補助員と連絡を密にし、必要に応じて家庭での児童の状況等を報告すること。

(10) その他、委員会及び児童会の定める事項を遵守すること。

(緊急時等の対応方法)

第8条 児童会における緊急時や非常災害時等の指導員及び補助員の対応方法は、別に定める放課後児童会指導員マニュアルの規定によるものとする。

(非常災害時の避難等計画)

第9条 児童会は非常災害に関する具体的な避難計画等を定め、日頃より関係機関への通報及び連絡体制を整備し、児童の安全確保に万全を期すとともに、少なくとも年に2回以上、避難、救出その他児童の安全の確保のために必要な訓練等を行うものとする。

(児童虐待防止のための措置に関する事項)

第10条 支援員及び補助員は、児童の心身の状態や家族の状況などを観察するとともに、必要な情報の収集を心掛け、児童虐待の早期発見に努めるものとする。

また、児童虐待等により、当該児童の家庭等に対して福祉的な介入が必要と思われる状況が発生した場合は、児童相談所、市担当部局、学校及び警察等の関係機関と連携して対応するものとする。

(退会)

第11条 次に掲げる事由に該当するときは、委員会は児童を退会させるものとする。

- (1) 退職等の事由により、保護者が条例に規定する児童会の入会資格を失ったとき
- (2) おおむね1ヶ月間、無断で児童会を欠席したとき
- (3) 定期的に児童会を週3日以上児童会に登会しない状態が続くとき
- (4) 負担金を、市が指定する納期限より1ヶ月以上滞納したとき
- (5) その他、保護者が条例、規則及び誓約書事項等の規定に反し、児童会の運営に協力しないとき

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、児童会の運営管理に必要な事項は、児童会が別途定めるものとする。

別表 1 (第 2 条関係)

事業所名	定員(人)	設置場所	通常の事業の実施地域
千代田第 1 (1 階)	40	専用施設 (千代田小学校敷地内)	千代田小学校区
千代田第 2 (1 階)	40		
千代田第 3 (2 階)	40		
千代田第 4 (2 階)	40		
長野第 1	40	専用施設 (長野小学校敷地内)	長野小学校区
長野第 2	40		
長野第 3	40		
長野第 4	40	長野小学校余裕教室	
小山田第 1	40	小山田小学校余裕教室	小山田小学校区
小山田第 2	40	専用施設 (小山田小学校敷地内)	
小山田第 3	40	小山田小学校余裕教室	
天野	40	天野小学校余裕教室	天野小学校区
高向	40	高向小学校余裕教室	高向小学校区
三日市第 1 (1 階)	40	専用施設 (三日市小学校隣接地)	三日市小学校区
三日市第 2 (2 階)	40		
三日市第 3 (1 階)	40	三日市小学校余裕教室	
三日市第 4 (2 階)	40		
加賀田第 1	40	加賀田小学校余裕教室	加賀田小学校区
加賀田第 2	40		
楠第 1 (2 階)	40	専用施設 (楠小学校隣接地)	楠小学校区
楠第 2 (1 階)	30		
楠第 3	40	楠小学校余裕教室	
石仏第 1	40	石仏小学校余裕教室	石仏小学校区
石仏第 2	40		
美加の台第 1	40	専用施設 (美加の台小学校敷地内)	美加の台小学校区
美加の台第 2 (1 階)	37	美加の台小学校余裕教室	
美加の台第 3 (2 階)	40		
川上第 1	40	専用施設 (川上小学校敷地内)	川上小学校区
川上第 2	40	川上小学校余裕教室	
南花台第 1	40	専用施設 (南花台小学校敷地内)	南花台小学校区
南花台第 2	40		